

令和 7 年 4 月 30 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2 件
(うちガスこんろ(都市ガス用) 1 件、石油ストーブ(密閉式) 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10 件
(うち折りたたみ机 1 件、接続ケーブル(太陽光発電システム用) 1 件、
リチウム電池内蔵充電器 2 件、バッテリー(リチウムイオン、電熱手袋用) 1 件、
電気毛布(敷毛布) 1 件、太陽電池モジュール(太陽光発電システム用) 1 件、
電気あんか 1 件、電気シェーバー 2 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要で
あり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原
因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進
展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204(直通)

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500069	令和7年4月14日	令和7年4月24日	ガスこんろ（都市ガス用）	PKS-K70GF-1R	パロマ工業株式会社 （現株式会社パロマ）	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品
A202500070	令和7年4月12日	令和7年4月24日	石油ストーブ（密閉式）	FF-6811SR	株式会社コロナ	火災	事務所で発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和7年4月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500067	令和7年4月14日	令和7年4月24日	折りたたみ机	重傷1名	当該製品を持ち上げたところ、脚が閉じ、左手中指が挟まり、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202500068	令和7年2月19日	令和7年4月24日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500071	令和7年3月26日	令和7年4月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	施設の駐車場で車両内に置いていた当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年4月18日
A202500072	令和7年3月20日	令和7年4月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内で異音がしたため確認すると、座席に置いていた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和7年4月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年4月14日
A202500073	令和7年3月19日	令和7年4月25日	バッテリー(リチウムイオン、電熱手袋用)	火災	飲食店で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500074	令和7年3月9日	令和7年4月25日	電気毛布(敷毛布)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和7年3月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月24日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500075	令和7年3月10日	令和7年4月25日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和7年3月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年4月23日
A202500076	令和7年3月29日	令和7年4月25日	電気あんか	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び建物を全焼する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年4月17日
A202500077	令和7年4月10日	令和7年4月25日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、当該製品の充電差込口を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202500078	令和7年4月14日	令和7年4月25日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品の充電差込口を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし